

第6回 寝屋川市立保育所民営化（認定こども園）に係る 事業者選考委員会会議録

■日時：平成25年2月8日（金） 午後6時～午後6時45分

■場所：保健福祉センター5階 会議室1・2

1 出席者

学識経験者：安藤 和彦

学識経験者：中田 千穂

税理士：高谷 和正

民生委員・児童委員：山谷 敬子

寝屋川市立保育所長：森田 恵美

2 内容

委員長から本日の会議が成立していることを確認後、議事を進めた。

（1）移管先事業者決定方法について

委員長：次第1 移管先事業者決定方法について事務局より説明をしていただく。

事務局：平成24年11月27日に開催した第1回事業者選考委員会において説明した内容に変更点がある。まず、委員会の趣旨や進め方として、「本委員会は、応募事業者の保育の実施、管理方法などを総合的に評価し、その結果を市長に報告するものである。また、委員の皆様方に、事業者から提出された書類やヒアリング内容などにより検討、議論していただき、その結果を評価点数表に記入し、それを集計した結果を最終結果として、市長に報告していただきたい」としていたが、事業者選考委員会設置要綱では、この委員会はいくまで「選考について意見・情報を交換する場」と位置づけられている。本委員会をよりこの要綱の趣旨に則った形にしたいと考えている。具体的には、本委員会で移管先事業者を選考していただくのではなく、各委員が意見を出していただく場とさせていただきたい。従って、「委員全員の評価点数を集計し、その集計結果を市長に報

告する」ということは行わず、移管先事業者については、本委員会閉会后、各委員の個別の意見をもとに、市で検討し、決定していきたいと考えている。次に最終決定の方法等として、①全委員の点数を単純に積み上げ、合計点数を平均化して事業者を選考すること、②最高点をつけた委員の数と平均点が逆転する場合は、最高点をつけた委員の数で選考すること、③最低基準を設けることとし、評価の基準点を 60 点として、平均点が 60 点以上なければ、移管先事業者として選考しないということ、④平均点の最高点が同点となった場合、最高点をつけた委員の数が多い方を移管先事業者として選考すること、⑤次点の事業者を決めておくことの 5 点については行わないこととしたい。

委員長：ただ今事務局より説明があったとおり、第 1 回の事業者選考委員会で説明のあった内容から変更するということでよろしいか。

委員：＜異議なし＞

委員長：異議なしということで、内容を変更する。

（2）評価表の記入

委員長：それでは、次第 2 評価表の記入に入りたいと思う。事務局より評価表について説明していただきたい。

事務局：それでは、評価表について説明させていただく。委員別に評価表をお渡ししているのでご覧いただきたい。第 1 回の委員会で案として出させていただき、委員の皆様にご了承いただいた、評価点数表と基本的には同じ内容になっている。事業者ごとに評価点数を記入していただきたい。この委員会は、事業者を選考していただくのではなく、皆様の意見をいただく場であるという趣旨から、今回新たにコメント欄を設けさせていただいた。特に優れていた内容など、評価にあたってのご意見を記入していただきたい。この評価表を各委員の意見として、提出していただきたいと思う。点数を記入していただく時間は 30 分程度を考えている。評価表の記入が終われば、事務局が評価表を回収し、本委員会は終了とさせていただきます。委員の皆様からいただいたご意見をもとに、市で移管先事業者を決定し、後日委員の皆様へ選考された事業者名を、文書にてお

知らせさせていただく。また、評価表は情報公開の対象になる。情報公開の方法としては、今のところは委員氏名を伏せた上で、開示請求があれば開示することになると思う。

委員長：事務局から評価表の記入について説明していただいたが、今の事務局からの説明で何かご意見、ご質問はあるか。

委員：コメントは、良いところを書くのか。

事務局：良いところに限らず、逆に悪いところもあると思う。3事業者の評価をしていただいて、合計点が高かった事業者については良かった点、合計点が低かった事業者については物足りなかった点を書いていただければ。

委員：それぞれの事業者について、コメントを書くのか。

事務局：個々についてではなく、全体的な意見を書いていただいても良い。

委員長：他にないか。なければ、評価表の記入に入りたいと思う。これまでである程度、各応募事業者の評価はしていただいていると思うが、これから評価表のすべての項目について記入していただきたい。

<評価表記入> 35分

委員長：時間になった。評価表への記入は終わったか。記入漏れはないか。再度、ご確認いただきたい。委員全員の評価表の記入が終了したようなので、全委員の評価表を事務局に回収していただく。

<事務局による回収>

委員長：それでは、今後の流れについて、事務局より説明を願う。

事務局：今後の流れとしては、今回提出していただいた各委員の意見を参考に、市が移管先事業者を決定する。決定した後、応募事業者には文書で通知させていただく。移管先事業者が明らかになった後についても、選ばなかった法人名などの情報については、現在のところ非公開の個人情報になるので、他の人に伝えることのないようにしていただきたい。

委員長：ただ今事務局から説明があったように、委員の役目が終わった後におい

ても、選考委員には守秘義務があるので、ご注意願う。何かご質問等はないか。

委員：＜質問なし＞

委員長：事業者選考委員会としての次第と日程をすべて終了したので、これで閉会としたい。

最後に、事務局より挨拶があり、閉会となった。

以上